

2012年3月28日

浦安市長 松崎 秀樹 様

乾シイタケその他放射能汚染食材の使用中止・使用再開条件に関する緊急要望

放射能汚染から子どもを守るうらやすネットワーク

放射能汚染から子どもを守るうらやすネットワーク会員一同は、浦安市に対して、以下のとおり緊急要望致します。

子どもたちの健康被害を防止するため、迅速なご対応をよろしくお願い致します。

【要望事項】

1. 浦安市内で浦安市が運営又は監督する学校、保育所、学童保育及び各種福祉施設（以下、「学校等」といいます。）の給食において、次の2. の措置が徹底されるまで、乾シイタケ及びその出汁（乾シイタケの戻し汁、煮汁）の使用を中止して下さい。
2. 学校等の給食において乾シイタケ又はその出汁の使用を再開する前に、次の(1)、(2)及び(3)の措置を徹底して下さい。
 - (1) 使用予定の乾シイタケは、これと同じロット毎に放射性物質を事前検査し、放射性物質が検出された場合には、暫定規制値（新基準値施行後は新基準値）未満であっても使用せず、汚染の原因を調査すること
 - (2) 使用する乾シイタケは、製造ロット毎に加工地並びに乾シイタケの原料となる生シイタケ及びその菌床用培地又は原木の産地を特定するために必要な措置を取っている加工者によるものだけを使用すること
 - (3) 乾シイタケ加工者又は流通業者が、産地偽装、産地隠蔽又は放射性物質による汚染の隠蔽を行った場合には、その業者との取引を停止すること
3. 前記1. 及び2. の場合のほか、2011年3月の福島第一原子力発電所事故以降、国、地方公共団体その他の団体による放射性物質の検査で暫定規制値（新基準値施行後は新基準値）以上の放射性物質による汚染がみついている食材又はかかる食材を原料とする加工食品は、汚染が発見された同一食材又は加工食品と同一及びその周辺の都道府県を産地又は加工地とするものについて、直ちに学校等の給食への使用を中止して下さい。
この場合、当該食材又は加工食品の使用を再開する前に、前記2. に準じて、産地隠

蔽、産地偽装及び放射性物質による汚染が隠蔽されたものを給食に使用しないために、当該食材又は加工品の性質に応じて適切な措置を徹底して下さい。

4. 前記1. ないし3. の場合のほか、2011年3月の福島第一原子力発電所事故以降、国、地方公共団体その他の団体による放射性物質の検査で微量でも放射性物質による汚染がみついている食材又はかかる食材を原料とする加工食品は、汚染が発見されたものと同一の都道府県を産地又は加工地とするものについて、汚染のない産地又は製造ロットのものであることの確認、事前検査その他適切な方法によって汚染されていないことを確認するまで、学校等の給食への使用を自粛して下さい。
5. 千葉県または浦安市が放射性物質汚染の可能性のある食材を検査せず使用し続ける場合は、長期的な健康管理をすることを約束してください。（精密な検出限界値のとれる血液検査・尿検査等、ホールボディカウンター）

【他での対応（要約）】

すでに横浜市では、昨年10月に小学校給食で使用された乾シイタケが350Bq/kg汚染されていたのをきっかけに、以後、給食での使用を自粛しているということです（後述）。

また、東京都学校給食会に納入され、同会が自主検査した乾しいたけ（21Bq/kg）について、原料産地の再調査を行ったところ、当該品の契約において信頼を著しく損なう行為があったため、一時供給停止の措置がとられました。「信頼を著しく損なう行為」とは、産地偽装ということです（後述）。

そのほかにも、私たちの調査だけでも、安全が確保されるまで、シイタケの使用自粛をしている自治体、学校が多数ありました。残念ながら、学校給食への納入であっても産地偽装をする業者がいることを前提に、給食の安全を確保する必要があります。

【要望の理由】

1. 高度に放射能汚染された乾シイタケが流通していること

(1) 横浜市のスーパー（静岡県加工者からの出荷）（2012年2月9日発表）

横浜市民の通報によって横浜市が検査をし、横浜市のスーパーで売られていた乾シイタケについて、2077Bq/kgの汚染が見つかりました。（2012年2月9日横浜市記者発表）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/syoku-anzen/1-2/siitake2402.pdf>

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201202/20120209-025-14035.html>

この乾シイタケは、東京都2店舗、神奈川県6店舗に60袋が出荷されました。加工者のいる静岡県では、「加工者は、9県産の乾しいたけを混ぜて袋詰めしているため、産地の特定が不可能」としました。

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/kisha11.nsf/c3db48f94231df2e4925714700049a4e/59773703d212d12c4925799f00135f73?OpenDocument>

しかし、通報した横浜市民が静岡県の加工会社社長から聞き取りしたところによると、横浜市スーパーに流通していた乾シイタケは、岩手県産であるとのことでした。その後、次の(2)のような岩手県の調査結果が発表されました。

(2) 岩手県発表「しいたけの放射性物質調査の結果について」2012年2月14日

「平成23年産の乾しいたけ（原木・露地栽培）について、乾燥状態で検査を実施した結果、奥州市、一関市、大船渡市及び平泉町で生産されたものが、暫定規制値を超過したことから、集出荷団体に対して、出荷自粛及び自主回収を要請しました。」

（岩手県HP: <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=37117>）

セシウム合計で、1393～2880Bq/kg。暫定基準値の3倍弱から5倍弱の高度の汚染です。自主回収を要請したとありますので、すでに市場に出ており、上記(1)の静岡県での調査、後述する複数の例のように、複数の都道府県のものを使用していてトレーサビリティが確保されていない場合には、流通業者を通して学校等に納入される危険が残ったままです。

(3) 生シイタケ、乾シイタケは高確率で汚染

下記のURLは、食品の放射能検査データベースのページです。野菜類をクリックし、検査データを知りたい野菜の名称をクリックすると、都道府県などの検査結果一覧が出ます。

<http://yasaikensa.cloudapp.net/BrowseByProduct.aspx>

「生しいたけ」の検査結果：検査例1086件のうち、**暫定規制値（500Bq/kg）**を超えた放

放射性物質が検出されたものは63件です（2012年2月15日現在）。暫定規制値を越えたものの産地は、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県です。

「乾燥しいたけ」の検査結果：検査例215件のうち、このうち暫定規制値を超えた放射性物質が検出されたものは55件です。暫定規制値を越えたものの産地は、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、神奈川県です。（25.6%の暫定規制値越え。上述(2)の岩手県の検査例9件（そのうち暫定規制値越え5件）は、2012年2月15日現在、まだ上記データベースに入っていません。この岩手県のデータを加えると、検査された乾シイタケ中、 $60/224 \times 100 = 26.8\%$ が暫定規制値越えです。）

ほかにも、「なめこ」「マイタケ」「マツタケ」で、暫定規制値を超えたものが見つっています。

今後、新基準値（一般食品は100Bq/kg）が施行されれば、今まで市場に出ていた多く生シイタケ、乾シイタケの汚染数値ですと、出荷規制の対象となります。

（新基準値案については、パブリックコメント募集HPの関連情報を参照：

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110333&Mode=0>。なお、新基準値案では、水戻しして使用する乾燥食材は、水戻しした状態で検査することとされていますが、乾シイタケは、戻し汁や煮汁を出汁として料理に使用することが多く、その実態も合わせて汚染の危険性を判断する必要があります。）

(4) 汚染シイタケは流通している

公的機関の出荷前検査で暫定規制値を超えたものは、出荷を止められますから、市場に出ませんが、出荷前検査がされるのはごく一部であり、多くの食材は検査もされず、出荷されています。(2)の岩手県の検査も、2012年2月になって初めて発表されたものであり、それ以前に出荷されたものは、広く全国に流通していると推定されます。

上記(1)の横浜スーパーで発見されたケースのように、産地を特定せずに「日本産」として、汚染されたシイタケを単体で又は混ぜて市場に出す加工者がいれば、汚染元の特定に時間がかかり、その間に、他のパッケージに入れたり、他の業者を通して、汚染シイタケがどんどん市場に出されてしまいます。

過去の報道でも、長野県阿南町の乾シイタケ製造会社「フルタヤ椎茸」が、商品名は「厚肉椎茸」（1袋100グラム入り）として、最大で国の暫定規制値（1キロ当たり500ベクレル）の約4倍の2080ベクレルを検出したものを販売していました（茨城県産）。2011年9月から長野「県内のほか、愛知、群馬両県で、計3875袋を販売」しました（「干しシイタケからセシウム 長野・愛知・群馬で販売」朝日新聞デジタル2012年2月2日より）。また、岐阜県でも、2011年10月に販売されました。（【岐阜】「セシウムしいたけ4キロ販売 県内、自主回収進める」中日新聞Chunichi Web 2012年2月9日）

2. 学校給食に汚染乾シイタケが納入され、産地不明、産地偽装が判明していること

(1) 東京都学校給食会の例 (2012年1月27日検査、30日再検査)

東京都学校給食会に納入され、同会が自主検査した乾シイタケ (21Bq/kg) について、原料産地の再調査を行ったところ、当該品の契約において信頼を著しく損なう行為があったため、一時供給停止の措置がとられました。当初の検査では、乾シイタケの産地は「大分県・宮崎県・福岡県・熊本県・愛媛県」と書いてありましたが、聞き取りによると、「信頼を著しく損なう行為」とは、産地偽装ということでした。

(2012年2月3日発表、同会HPより。末尾コメント参照。

<http://www.togakkyu.or.jp/safety/img/housyanoukennsakekka240203.pdf>)

(2) 横浜市学校給食の例 (2011年10月28日記者発表)

横浜市では、小学校給食で使用された乾シイタケが350Bq/kg汚染されており、以後、給食での使用は当面控えることにされました。(平成23年10月28日 記者発表

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201110/20111028-022-13482.html>)

このケースの加工者の不二食品産業(東京都調布市)でも、9月13日に加工した乾しいたけの製造記録等がなく、9月13日時点で加工所には21府県産の乾しいたけがあった可能性があり、当該品について、どこの産地のものをどれだけ使ったのかは不明とされています。

加工者が産地を特定できない(させない?)体制で複数の府県を産地として表示し、給食に食材提供をしていた点で、(1)東京都学校給食会での最初の検査、及び(3)杉並区学校給食のケースや、1.(1)横浜市スーパーのケースでの静岡県調査への加工者回答と類似性があります。

(3) 杉並区学校給食の例 (2011年10月26日の給食食材)

東京都杉並区東原中学校の給食で使用の乾シイタケ、セシウム合計300Bq/kg。産地は「熊本・大分・静岡」と書かれている。

(杉並区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能測定結果16頁

<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/news/news.asp?news=12841>)

(同様のケースで、前述のように横浜市は調査の上乾シイタケ使用中止、東京都学校給食会は21Bq/kgで再検査したら産地偽装発覚で取引中止となったが、杉並区で再調査などがされたかどうか不明)。

3. 今後も汚染シイタケが流通する危険が高く、生産者、加工者及び流通業者の安全措置を徹底すべきこと

前述1. に説明したように、汚染したシイタケは広く流通しており、かつ、前述2. のように、産地隠蔽、産地偽装、汚染隠蔽が疑われる例も散見されました。

暫定規制値を超える汚染食材を流通させることは、**食品衛生法違反**になります。また、商品の原産地や品質を偽って販売することは、**不正競争防止法違反**であり、**刑事罰**もあります。まして、放射性物質は有害物質ですから、その汚染を隠蔽するために産地偽装し、しかも子どもが食べる学校給食用に納入された例があるのは、ブランド価値を高めるため健康被害の心配のない産地・品質偽装（例えば高齢のブロイラーを「比内地鶏」と表示）に比較しても、非常に悪質です。

生産者、加工者及び流通業者が、産地のトレーサビリティを確保し、汚染乾シイタケの流通防止のために必要な手段を取らなければ、今後も類似事件の発生により、子どもたちが汚染された食材を食べさせられる危険があります。

4. 自治体、学校等での取り組み

- 【東京都品川区、乾シイタケ使用中止】品川区では、東京都学校給食会に納入された乾しいたけの産地偽装のが同会の再調査で発覚後、汚染の疑いがある商品を学校から回収し、以後も乾シイタケの給食での使用を中止。

(2012年2月1日品川区の子どもたちを守る会HP : <http://bit.ly/y8r6og>)

- 【長野県大町市の給食で群馬産のしいたけからセシウム134・137合わせて、約170ベクレル/kg 検出】

(2012年1月27日の給食

<http://www.city.omachi.nagano.jp/kbn/Files/1/00024220/attach/housyaH24.1.30.pdf>)

「現在長野県では学校給食での干シイタケの使用を自粛している。県内南部の業者が扱う干シイタケから最大2080bq/kg検出されたからだ。娘が通う小学校の給食センターでは、別業者の宮崎、大分県産原料のものを使っているが、安全が確保されるまで当面の間自粛するという対応になっている。」(2012年2月9日保護者より)

【訂正】

大町市仁科台中の給食で提供した群馬県産シイタケから、計約170Bq/kgの放射性セシウムを検出した。同市教委は独自に設けた安全の目安同40Bq適用し、市内8カ所の給食調理場に、安全確認まで同県産シイタケを使わないよう指示した。(2012年2月3日付け信濃毎日新聞web

http://www.shinmai.co.jp/eastjapan_quake/2012/02/post-1804.php)

正しくは「県内業者が扱う干シイタケから基準値を超える放射性物質が検出された件」を県が各自治体に情報として提供し、対応は各自治体に任せるというもの→」

「長野県が干シイタケの使用を自粛」しているのではなく県からの情報提供を受けて飯田市が干シイタケの使用を自粛しているという事で、再度確認したところ飯田市が決定した自粛の期間が2月3日～13日で娘の学校の給食センターは安全が確認されるまで当面の間自粛する→」

「→ここに情報の誤りを訂正し、誤った情報を発信した事を深くお詫び申し上げます。なお、セシウムが検出された干シイタケは長野県産のものではなく、茨城県産と岩手県産のものを業者が仕入れて袋詰めして販売したものでした。

http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/FS_info/j120202.pdf 」

「学校給食に「長野県が干シイタケの使用を自粛」しているのではなく、県からの情報提供を受けて「飯田市が自粛している」という事でした。

県からの情報提供用資料→

http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/FS_info/j120202.pdf 」

- 【群馬県太田市教育委員会、乾シイタケ使用中止】平成23年12月19日、群馬県太田市教育委員会から保護者宛に「給食食材（干し椎茸）の安全性について」との書面配布。県学校給食会が自主検査したところ、Cs 1 3 4が6 8 Bq/Kg、Cs 1 3 7が9 4 Bq/Kg)との報告。

群馬県太田市教委は次の対応

- ① 該当校に納入されている干し椎茸は全て返品
- ② 太田市の学校・給食センターに干し椎茸を納入している納入業者に、製品の安全性を再確認し学校等に報告するよう依頼
- ③ 学校は、その安全性についてそれぞれの納入業者から確実に確認がとれるまで使用を中止。

(同教育委員会書面写し :

<http://blog.goo.ne.jp/asahisyou71/e/d24a18850acc50dc99c1fb4c6d6ca3c6>)

- 【つくばみらい市伊那学校給食センターも乾しいたけの使用中止】2011年11月28日の検査で、乾しいたけから115Bq/kgの放射性セシウムを検出。「当面、念のため、学校給食において乾しいたけの使用を控えることとします。」伊那給食センター「乾しいたけの産地は合計12府県」加工業者は、これらを「合わせて袋詰めしているため、産地の特定には至」らず。「12府県の内訳：石川、京都、大阪、兵庫、岡山、島根、愛媛、高知、長崎、大分、佐賀、熊本」。

(<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/sec/kyusyoku/pdf/keina1111.pdf>)

- 【江東区立枝川小学校、シイタケ（生、干し共に）使用禁止】 「学校長は今後給食に関して下記の通りご対応くださることをお約束していただきました。
 - ① 現在産地を問わず放射能汚染が発見されている「シイタケ（生、干し共に）」は当面の間使用禁止とする。
 - ② 関係業者に、より安全な食材を、また、放射能測定結果が「不検出」の食材を納品してもらうようお願いをする。
 - ③ 横浜市の例を参考に、江東区校長会にて何ができるか話しあいをする。」
(江東子ども守る会ブログ「枝川小学校その後～安全な給食への取り組み」2011年10月19日)
<http://bit.ly/wvbSej>枝川小学校のその後/
<http://bit.ly/A4gZ3d>
- 【横浜市学校給食】 前述 2. (2) のとおり、当面給食での使用を控えることとされた。（横浜市2011年10月28日記者発表）

5. 浦安市の学校等は、保護者に代わって子どもの安全を確保する義務があること

保護者には、子どもが放射性物質その他の毒物を含む飲食物を摂取するのを事前に防止する責任があります。福島第一原発事故によって広域の環境が汚染された今、保護者は、子どもが健康に成長するように、長期にわたって、子どもが放射性物質を摂取しないように努力していかなければなりません。

保護者から子どもを預かって給食を提供する学校等は、保護者が家庭において子どもの安全を守るのと同様に、学校等において、保護者に代わって子どもが放射性物質その他の毒物を含む飲食物を摂取するのを事前に防止する義務があります。

現に放射性物質により汚染された食材が相当量流通しており、汚染食材が学校給食に納入された例が多数発生しています。

汚染が発覚したものと同一産地の同じ食材や、産地偽装が発覚した食材であっても、すべてが汚染されているわけではないという希望的観測の下に、学校等が、汚染された飲食物の摂取を事前に防止する努力を怠れば、保護者に代わって子どもの安全を守る上記義務に反するといわざるを得ません。

学校等の給食の安全性に不安を抱いている多くの保護者が、1日も早く安心して子どもに給食を食べさせられるよう、学校等は、汚染された食材が多数流通している事実を前提とし、保護者が子どもの飲食物の安全について有するのと同様の責任を持って、給食の安全を確保して下さい。

6. 乾シイタケに関する安全措置について（要望事項2. の理由）

前述1. (1)の横浜市スーパーに流通していた乾シイタケは、ロットによって58～2077ベクレルの開きがありました。これは、加工者が**複数の産地・生産者のシイタケを混ぜて**使用していることに起因すると思われます。したがって、サンプル調査では**高度の汚染を**発見しにくく、**少なくとも、ロット毎に検査する必要**があります。

また、乾シイタケ業界において、**産地偽装、隠蔽されたケースが複数発生している以上、原発事故の影響の少ない府県産と表示されているものであっても、安全を確保するために、放射能の事前検査が必要**です。

加えて、検査により放射能汚染が発見された場合に、産地特定ができないと、以後の汚染乾シイタケの流通を止めることができず、給食をはじめ区民の食生活への危険を排除することができません。したがって、乾シイタケ加工者及び流通業者に対し、ロット毎に使用したシイタケの産地を記録し、検査で異常があった場合に産地・生産者に対して通報できる体制を整えるように、指導して下さい（**トレイサビリティーの確保**）。さらに、汚染された木材を原料とした菌床用培地や原木の流通により、今後、非汚染地域においても、汚染されたシイタケが生産される危険が指摘されています。したがって、産地、加工者のトレイサビリティーと共に、菌床用培地や原木のトレイサビリティーも確保するように指導して下さい。なお、**菌床用培地及び原木の検査については、林野庁が規制**を行っています（ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/shihyouti-index.html> ）。

浦安市では、上記の措置を取った加工者及び流通業者から、浦安市又は信頼できる第三者機関による事前検査を受けたロットの乾シイタケの納入を受けられるようになるまで（**要望事項2. が整うまで**）、**当面、乾シイタケの学校等の給食への使用を中止**して下さい。

また、上記中止について、**文書により、市内の学校、私立を含む保育所、学童保育その他各種福祉施設に対して、上記措置の徹底を周知**して下さい。

7. その他の食材に関する安全措置について（要望事項3. 及び4. の理由）

福島第一原発事故以来、牛乳、ハウレンソウ、牛肉、シイタケ、乾シイタケ、米、近海魚など、放射能汚染された食材が次々に流通し、これらの食材は、当初から危険を指摘する専門家もおり、また、汚染事例が頻発しているにも拘らず、各地の給食で出され続け、結果として、汚染食材が給食で出されたことが全国各地で事後的に判明しました。

保護者は、子どもの健康被害防止を第一に考え、食材の種類や産地選択に細心の注意を払い、学校等に対しても同様の措置を求め、一部には、現場で努力して下さる学校等の長や栄養士の方々もいらっしゃいますが、多くの場合、現場での無理解や対応の遅れがあり、

多くの保護者が、給食の安全に疑問を持つことになりました。

そのため、弁当持参にしたり、牛乳など一部食材の飲食拒否を子どもに指示したり、そのような措置を取りたいものの、時間的経済的問題から弁当持参にすることができなかったり、放射性物質による健康被害や弁当持参等について周囲の理解が得られないことによる心理的影響などを心配し、保護者らは、苦渋の選択を迫られています。

内部被曝による健康被害について、信頼できるデータが公開されていないと専門家も指摘しています。チェルノブイリ原発事故後、ソ連やその後独立したベラルーシ、ウクライナなどで、健康被害のデータが秘匿されているという報道がある一方、菅谷松本市長など、チェルノブイリ原発事故により健康被害を受けた子どもたちを支援してきた個人や民間団体は、できる限り内部被曝を避けるべきことを提言しています。2011年3月の福島第一原発事故以後、首都圏においても大量の放射性物質が降下したことが明らかになってきており、浦安市の子どもたちは、大人の知識も十分でない中、呼吸や飲食物から相当量の内部被曝を余儀なくされてきました。子供たちがこれ以上飲食物から放射性物質を摂取しないように努力することは、子どもに飲食物を提供するすべての大人の責任です。

一部の学校等の関係者が保護者に対して発言している「**流通している食材は安全だ**」という前提は、**2011年3月の事故以来、崩れています**。東京都学校給食会や横浜市の給食に、産地隠蔽又は偽装がされた汚染乾シイタケが納入され、類似のケースが流通品からも発見されるなど、残念ながら、**子どもの食の安全を預かる保護者も学校等も、食材から汚染がみつかったから使用をやめる措置だけでは、子どもの安全を守れないことを認識する必要があります**。

学校等の給食においては、子どもの食の安全を第一に考え、各都道府県で行われている放射能検査の結果から、経験則的に考えて汚染が疑われる産地の食材については、安全が確認できるまで当面使用を控え、その都度、食材の放射能検査、産地の変更など、安全を確保するために可能な手段を速やかにとるよう、徹底して下さい。

食べるものを選べる大人とは異なり、自ら食材を選ばずに給食を食べさせられる子どもたちは、汚染の確認が取れるまでは子どもたちに食べさせ続ける従来の体制では、一番に内部被曝の危険にさらされることになり、給食や、これを提供する学校等に対する社会からの信頼を回復することはできません。

また、暫定規制値や、現在検討されている新基準値は、一般市場に飲食物が流通するのを規制するための数値です。一般市場に流通しても、消費者は購入する食材や産地を選ぶことができますから、消費者、特に子どものいる家庭では、暫定規制値又は新基準値よりはるかに低い数値の食材を購入しています。

浦安市における学校等の給食は、従来から食育に重点を置き、市場に食品添加物入りの加工品が流通していても、なるべく手作りや季節感、日本の食文化の継承等を考慮して、質の高い給食を子どもたちに提供して下さっています。そのような高い意識を持った栄養士等、学校等の関係者が、放射能汚染についてだけ、国が流通規制をする数値内であれば

よいと考えていらっしゃるとは思えませんし、現場でできる限りの努力をしておさっていることは、私たちも高く評価しています。暫定規制値や新基準値が、学校等の給食で子どもに食べさせ続けてよい品質ではなく、食品添加物規制等と同様、流通規制のための品質であることを認識した上で、できる限り子どもたちが給食から内部被曝するのを事前に防ぐという方針を、浦安市全体に徹底し、学校等に周知して下さい。

浦安市や学校等で直ちに対応できない場合には、納入業者に検査を指示したり、放射能汚染から子どもを守るうらやすネットワークや保護者らに対して協力を求めたりするなど、柔軟な対応を取って下さい。私たち保護者をはじめ多くの浦安市民は、関係機関と協力して、子どもたちの安全を確保していきたいと考えています。

以上、迅速なご対応をよろしくお願い致します。